

★市からのお知らせ

条例・計画

民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針の策定

市では「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」を策定しました。

同方針は、行政課題がより多様・高度・複雑化していくなか、行政と民間が連携し、お互いの強みを生かすことで市の公共的課題を解決し、持続可能で良質な市民サービスを提供することを目指すものです。従来の発想にとらわれず、あらゆる分野で公民連携を積極的に進める市の理念を表したものとなっております。今後は同方針に基づき、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るため、これまでよりもさらに公民連携の取り組みを進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

同方針は、次の方法・場所でご覧になれます。

場情報コーナー(本庁舎1階)、各図書館(中央図書館は3月)

Table with 2 columns: 日程, 内容. Includes dates like 22日(金), 26日(火), 27日(水) and topics like 施政方針説明, 議案審議等.

※開会時刻は午前10時の予定です。
※2月22日(金)午前9時30分からミニミニコンサート「ダンスの披露」を行います。
★手話通訳が必要な場合は、希望日の1週間前までに電話又はファクスで議会事務局へ

募 集

都営住宅(地元割当)入居者募集

住宅種別と募集戸数
○単身者向け、1DK(シルバーピア) 4戸
※入居資格等詳細は募集案内をご覧ください。

募集案内・申込書の配布
日2月19日(火)26日(火)
場本庁舎1階総合案内、各地域サービス窓口、各公民館、スポーツセンター、ふるさと歴史館

※施設により開設日時が異なります。

申申込書に必要事項を明記し、2月27日(消印有効)までに郵送で環境・住宅課へ

抽選日時3月5日(火)午前9時から約15分間

抽選場所北庁舎1階

環境・住宅課

サンパルネ指定管理者選定委員の募集

市民の皆さんの健康増進や交流、市の産業経済や観光事業を促進する施設であるサンパルネの指定管理者として管理運営を行う事業者を選定するための委員を募集します。

1日から、HP 問資産マネジメント課

募 集

選定委員会

選定委員会は、行政職員および市民のかたで構成し、事業者から提案される事業計画を比較検討し、最も優れた事業者の選定を行います。
※市内在住の20歳以上で、サンパルネの運営に賛同・協力いただけるかた、健康増進に関心や興味があり東村山駅西口公益施設事業の推進に意欲があるかた、若干名

任期3ヶ月(予定)

会議の開催1~2回程度

※平日の日中に開催する場合があります。

選考方法作文審査

選考結果応募者全員に通知

申任意の用紙に「サンパルネについての考え」をテーマにした作文(400字程度)・住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・職業を明記し、3月1日(必着)までに郵送又は直接健康増進課(いきいきプラザ1階)へ

※応募書類は返却しません。問健康増進課

放課後子ども教室 教育活動サポーター募集

市では、地域の方々の協力により、放課後に小学校の教室や体育館等を活用し、児童に安全で安心できる活動場所を提供する「放課後子ども教室」を実施しています。このたび、同教室に参加する児童の見守りを行う教育活動サポーター(ボランティア)を募集します。

日場大谷小学校 月々金曜日、秋津小学校 水曜日、青葉小学校 金曜日、富士見小学校 月曜日

月曜日午後1時30分~5時(10~3月は午後4時30分まで)

※学校給食がない日は実施しません。また、悪天候等で中止の場合もあります。

人18歳以上のかた(高校生を除く)

任期4月1日から1年間(更新可)

内コーディネーターの指示による児童の学習、読書、遊び、スポーツ等の見守り

※市の負担で傷害・賠償保険に加入します。

作業療法士の募集

子どもの感覚や運動に関する相談業務に従事する作業療法士を募集します。
人作業療法士資格を有し、相談・支援に係る実務経験のあるかた、1名

委嘱期間4月1日から1年間

勤務条件週2日程度(午前9時~午後5時30分)

報酬1日1万4千円

選考方法面接

面接日3月8日(金)

※時間は応募者に通知します。

募集要項配布・受付期間

日2月15日(金)~28日(木)

場子ども・教育支援課(いきいきプラザ4階)

申指定の履歴書に必要事項を明記し、2月28日(木)までに直接子ども・教育支援課へ

※勤務地等詳細は募集要項をご覧ください。

※募集要項・履歴書はHPからもダウンロードできます。

問子ども・教育支援課

寄付

寄付(10月~12月)
ありがとうございます!
(敬称略)

一般寄付

誰もがいきいきとした暮らしができる福祉の充実のために

○東京みらい農業協同組合 金一封

青少年を健全に育成する教育の充実のために

○本田崇 絵本(赤い首輪)

大好きな東村山を応援するために(その他)

○東村山青年会議所 避難所間仕切「ファミプラ」、段ボールベッド「暖段はこベッド」

がんばれ東村山(ふるさと納税)寄付

トウキョウダルマガエルや希少動物等が住む水辺環境と緑の保全のために

○47件 102万円

国立療養所多磨全生園の豊かな緑と史跡を「人権の森」として守り育てるために

○8件 15万円

国宝正福寺地蔵堂や下宅部遺跡等の歴史遺産・伝統文化の保護・振興のために

○4件 5万円

誰もがいきいきとした暮らしができる福祉の充実のために

○15件 41万円

税金

原動機付自転車・軽自動車等の変更手続きをお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日時点で、原動機付自転車や軽自動車、二輪の小型自動車等を所有しているかたに課税されます。所有していない車両は廃車や名義変更の手続きをしてください。また、転居等で車両の定置場を変更した場合は、速やかに届け出をしてください。

問課税課

光振興のために

○2件 6万円

青少年を健全に育成する教育の充実のために

○5件 9万円

大好きな東村山を応援するために(その他)

○18件 41万円

問秘書広報課

注意

○三輪・四輪の軽自動車で、新規登録から13年経過した車両は、グリーン化を進める観点から経年重課の税率を適用します。ただし、動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタン・混合メタン・ガソリン・電力併用の軽自動車および被けん引車は対象外です。

○軽四輪等の税率の特例措置(グリーン化特例)により、平成30年4月1日から31年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪・四輪の軽自動車は、排出ガス性能および燃費の性能に応じて31年度分の税率を軽減する特例措置が適用されます。

30年度に特例措置の適用を受けた車両については、31年度以降は標準税率が適用されます。

問課税課

学校法人日本体育大学との包括連携協定の締結
市と学校法人日本体育大学は1月25日に「体育・スポーツ振興に関する協定」を締結しました。本協定は、相互の一層の発展、スポーツを通じた地域の活性化、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運の醸成を図ることを目的としています。
今後の具体的な取り組みについては、協定に基づき相互で検討を進めていきます。
協定に基づく協力項目
○相互の学校・施設における教育・研究および課外活動に関すること
○相互の教職員の交流又は指導員の派遣に関すること
○相互の学生・生徒・児童・園児の交流に関すること
○相互の行事・イベントに関すること
○相互の施設利用に関すること
○その他体育・スポーツ・健康づくりに関すること
問市民スポーツ課